



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求部	所在	比企郡嵐山町大字杉山字関口				地番	250番3		
出力尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	IX	分類	地図に準ずる図面	種類	地籍図
作成年月日	平成2年3月			備付年月日(原図)		補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

平成23年9月16日
さいたま地方法務局東松山支局
登記官

申請番号：9-4
(1/1)

A3版をA4版に縮小したものです。